

福生市議会だより

FUSSA

No.196

発行 福生市議会
平成27年4月25日

〒197-8501 福生市本町5番地
☎042 (551) 1511 (代表)
☎042 (551) 1523 (ダイヤルイン)



▲旧ヤマジウ田村家住宅と宿橋通り

平成27年 第1回定例会

平成27年度各会計予算を可決 新教育委員会制度関連条例を可決

平成27年第1回定例会は、3月3日から3月27日まで会期25日間で開催され、14人の議員による一般質問が行われ、条例制定・改正、各会計予算など市長提出議案29件、委員会提出議案2件、議員提出議案1件、陳情6件などが審議されました。

本会議の経過

▼1日目(3月3日)は、委員の定数を定める条例を可決した後、各委員会を可決した。なお、秋川衛生組合関連の議案3件を可決し、平成27年度一般会計予算は、福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、審査することとしました。

▼2日目(3月4日)は、5人の議員が一般質問を行いました。最終日、委員会へ付託した議案22件を可決し、続いて、市民厚生委員会所管事務調査結果報告及び定住化対策特別委員会調査結果報告があり、その後、新たに提案された補正予算、教育委員会の人事案件2件及び、委員会提出議案2件を可決し、議員提出議案1件及び、陳情6件は継続して審査することとし、今定例会を終了しました。

▼3日目(3月5日)は、4人の議員が一般質問を行い、14人の議員の一般質問が終了しました。

▼4日目(3月6日)は、総務文教委員会へ付託された福生市教育委員会の

委員会提出議案第1号
軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病です。その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様です。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人から様々な自覚症状が示されていないにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくい。ため、労働者災害補償保険(労災)や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状です。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられます。

世界保健機関(WHO)においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところと見られます。

よって、福生市議会は、国においては、以上の現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

1 軽度外傷性脳損傷(MTBI)について、国民をはじめ、教育機関等に対し、広く周知を図ること。

2 画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に対応が行われるよう、取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

【提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣】

主な内容

可決された案件	2面
議会日誌	2面
予算審査から	3面
一般質問	4~6面
委員会の審査	7面
特別委員会活動	8面